3　技術提案書の提出者を選定するための基準
入札公告（説明書）の「技術評価項目及び評価基準」に記載のとおり
4　技術提案書を特定するための評価基準　入札公告（説明書）の「技術評価項目及び評価基準」に記載のとおり
5　手続等
⑴　担当部署　〒983―8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡１－１－１　ＪＲ仙台イーストゲートビル12階　東日本高速道路株式会社　東北支社　技術部　調達契約課　電話022―395―7641　電子メールアドレス
ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp
⑵　関係書類の取得期間及び方法
①　取得期間　入札公示日から令和６年８月２日まで。
②　取得方法　東日本高速道路株式会社のホームページに掲載
⑶　参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法
①　提出期間　入札公示日から令和６年８月２日16時00分まで。
②　提出場所　記５⑴に同じ。
③　提出方法　入札公告（説明書）に記載のとおり
⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　技術提案書の提出要請日から令和６年10月15日16時00分まで。
②　提出場所　記５⑴に同じ。
③　提出方法　記５⑶③に同じ。
6　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証及び契約保証
①　入札保証　不要
②　契約保証　必要
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　前金払の有無　請負代金額が300万円以上の場合は「有」。300万円未満の場合は「無」。なお、請負代金額が300万円以上の場合は、本契約の相手方は、請負契約書第35条第１項に基づき、前払金の請求をすることができる。
⑸　当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑹　関連情報を入手するための照会窓口は、記５⑴に同じ。
⑺　技術提案書のヒアリングを行う。
⑻　その他詳細は東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
7　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : UMEKI Hideo, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract :
①　Basic design of Kidogawa bridge in Jouban Expressway
②　Basic design of Idegawa bridge in Jouban Expressway
⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 2 August, 2024
⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 15 October, 2024
⑹　Contact point for tender documentation : Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 1―1―1, Tsutsujigaoka, Miyagino-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, 983―8477 Japan
TEL 022―395―7641
E-mail : ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。
令和６年７月19日
独立行政法人住宅金融支援機構　契約担当役
財務企画部長　戸村　昌幸
◎調達機関番号　608　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　品目分類番号　71、84
⑵　業務名　総合オンラインシステム基盤更改に係るコンサルティング業務
⑶　業務内容　総合オンラインシステム（以下「総合オンという。」）について、次のアからウに掲げる業務を、情報通信技術（ＩＣＴ）分野に係る高度な専門的知見をもって行うこと。
ア　総合オン基盤更改方針の策定に係るコンサルティング業務
イ　総合オン基盤更改に係る調達仕様書作成に対するコンサルティング業務
ウ　次期総合オン基盤更改プロジェクトの立ち上げ支援
⑷　履行時期（予定）　令和６年10月１日から令和８年７月31日まで
2　参加資格要件
⑴　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
⑵　令和４・５・６年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」においてＡ、Ｂ若しくはＣの等級に格付けされている者又は令和４・５・６年度独立行政法人住宅金融支援機構競争参加資格「役務の提供等」においてＡ、Ｂ若しくはＣの等級に格付けされている者であること。
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑷　商法（明治32年法律第48号）その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
⑸　全省庁統一資格を用いて競争に参加する場合において、国土交通省から指名停止措置を受けており、当該処分の終期が到来していない者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
⑹　独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）から競争参加停止等処分を受けており、当該処分の終期が到来していない者及びこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
⑺　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらの者と関係のある者でないこと。
⑻　過去５年間において、国・地方公共団体、独立行政法人、民間金融機関等における基幹システムの基盤更改、クラウド構築若しくはクラウド改修における支援業務の実績を有すること。
⑼　本件業務を遂行するに当たり、次の要件を満たす統括責任者（１名）及び担当コンサルタント（２名以上）を配置すること。
㋐　統括責任者となる者は、システムコンサルティングに関して５年以上の経験を有すること。
㋑　担当コンサルタントとなる者は、基幹システムの基盤更改、クラウド構築若しくはクラウド改修における支援業務に関する業務の経験を有すること（要件は複数名で満たすことで差し支えない。）。
㋒　統括責任者又は担当コンサルタントが外国人の場合、次の要件を満たすこと。
ａ　機構と日本語で円滑なコミュニケーションが取れること（機構の承認を得た上で通訳を介する場合を含む。）。
ｂ　本件業務の契約期間中にわたる在留資格、就労ビザ等を取得していること。ただし、契約期間を通じての取得が困難な場合は、契約期間終了時まで支障なく業務の履行が行えるよう機構の承認を得た上で代替の統括責任者を配置する等の措置を講じること。
⑽　本件業務を実施した事業者及びその事業者と資本関係又は緊密な利害関係を有する事業者は、本件業務によるシステムの見直し結果等に基づくシステム開発等の調達には参加できない。なお、ここでいう「資本関係」は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）の第８条第３項に定める「親会社」及び「子会社」をいい、「緊密な利害関係」は、同規則第８条第５項に定める「関連会社」をいう。
⑾　その他、委託業務実施上の要件は、企画提案書提出要請書（以下「提出要請書」という。）による。
3　手続等
⑴　担当部署等
〒112―8570 東京都文京区後楽１丁目４番10号　機構本店　情報システム部基幹システム統括室ＩＴ基盤グループ（担当　下戸、小菅）　TEL：03―5800―8062
e-mail：koubunsho_itkiban@jhf.go.jp
⑵　企画競争提出要請書の交付期間及び方法
交付期間：令和６年７月19日（金）から令和６年８月７日（水）まで（土曜、日曜、祝日を除く。）　交付方法：①⑴の機構の場所における手交、②郵送、③e-mail、のいずれかとする。なお、提出要請書の交付を希望する場合には、事前に⑴の担当まで電話連絡の上で、交付方法の希望を伝えること。